

安全データシート

1 化学物質等 および会社 情報	〔製品名〕	ポリキュート P - 715TN		
	〔製品説明〕	種類：不飽和ポリエステル樹脂 主な用途：FRP製品用他		
	〔会社名〕	九州塗料工業株式会社		
	〔住所〕	福岡県大川市酒見38番地		
	〔担当部門〕	大木工場技術課	電話番号：0944-33-0333 FAX番号：0944-33-0335	
	〔緊急連絡先〕	担当部門に同じ		
		作成日：2001年2月15日		
		改訂日：2015年12月1日		
2 危険有害性 の要約（1）	【GHS分類】	引火性液体	：区分2	
		急性毒性 経口	：区分外	
		経皮	：区分外	
		吸入 (ガス)	：分類対象外	
		(蒸気)	：区分外	
		(粉塵、ミスト)	：分類できない	
		皮膚腐食性 / 刺激性	：区分外	
		眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	：区分2	
		呼吸器感作性	：分類できない	
		皮膚感作性	：分類できない	
		生殖細胞変異原性	：区分2	
		発がん性	：区分2	
		生殖毒性	：区分1B	
		授乳に対する、または授乳を介した影響	：区分外	
		特定標的臓器 / 全身毒性（単回ばく露）	：区分1（中枢神経系、全身毒性、腎臓）	
		特定標的臓器 / 全身毒性（反復ばく露）	：区分2（呼吸器、神経系、血液系、血液、脾臓、血管、肝臓）	
		吸引性呼吸器有害性	：分類できない	
		水生環境有害性（急性）	：区分3	
		水生環境有害性（慢性）	：分類できない	
	【GHSラベル要素】			
	〔絵表示〕			
	〔注意喚起語〕	危	険	
	〔危険有害性情報〕			
	・引火性の高い液体および蒸気	・強い目刺激		
	・遺伝性疾患のおそれの疑い	・発がんのおそれの疑い		
	・生殖能または胎児への悪影響のおそれ	・水生生物に有害 ・臓器（中枢神経系、全身毒性、腎臓）の障害 ・長期または反復暴露による臓器（呼吸器、神経系、血液系、血液、脾臓、血管、肝臓）の障害のおそれ		

4 応急処置	目に入った場合	直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全にあらうこと。 出来るだけ速く医師の診断を受けること。
	皮膚に付着した場合	付着物を布で素早く拭き取る。 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
	吸入した場合	蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当を受けること。 蒸気、ガス等を吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。
	飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
5 火災時の処置	使用可能消火剤	水 []、炭酸ガス []、泡 []、粉末 []、 乾燥砂 []、その他 []
	消火方法	適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 指定の消火剤を使用すること。 高温にさらされる密閉容器は水を掛け冷却する。 消火活動は風上から行う。 容器は高温で破裂する恐れがあるので、消化活動には距離を十分に取ること。
6 漏出時の処置	作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸着させて回収する。 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。	
7 取扱いおよび保管上の注意	取扱上の注意 換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。 周囲で、火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型（安全増）を使用する。 工具は火花防止型のものを使用する。 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 スプレーダストや製品が付着した布、紙、ローラーなどが積み重さなると自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けておくこと。 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。 取扱後は手・顔などを良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持ち込まないこと。 密封された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業すること。 異物（金属粉等）・過酸化物（硬化剤）の接触で発熱する。と混合接触させないこと。	
	保管上の注意 日光の直射を避ける。 通風の良いところに保管する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。 40℃以上のところで保管しないこと。 水回りや湿度の高いところに保管すると、容器腐食して破裂のおそれがあるので保管場所に注意すること。 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。	

1.1 有害性情報	<p>急性毒性 吸入(蒸気) : スチレン(区分4)</p> <p>皮膚腐食性 / 刺激性 : スチレン(区分2)</p> <p>眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 : イソプロピルアルコール(区分2A)、スチレン(区分2A)、二酸化ケイ素(区分2B)</p> <p>生殖細胞変異原性 : スチレン(区分2)</p> <p>発がん性 : スチレン(区分2)</p> <p>生殖毒性 : イソプロピルアルコール(区分2)、スチレン(区分1B)</p> <p>特定標的臓器 / 全身毒性(単回ばく露) : イソプロピルアルコール(区分1 中枢神経系、腎臓、全身毒性)(区分3 気道刺激性)、スチレン(区分1 中枢神経系)(区分3 気道刺激性)</p> <p>特定標的臓器 / 全身毒性(反復ばく露) : イソプロピルアルコール(区分2 血管、肝臓、脾臓)、スチレン(区分1 呼吸器、神経系、血液系、肝臓)</p> <p>吸引性呼吸器有害性 : イソプロピルアルコール(区分2)、スチレン(区分1)</p>
組成物質に関するその他の有害性情報	
製品に関する有害性情報	製品としての安全性試験は行っていない。

1 2 環境影響 情報	<p>水生環境有害性（急性）： スチレン（区分2）</p> <p>水生環境有害性（慢性）：</p> <p>漏洩、廃棄などの際には環境に影響を与える恐れがあるので取り扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。</p> <table border="0"> <tr> <td>・生態毒性</td><td>： 情報なし</td><td>・土壤中の移動性</td><td>： 情報なし</td></tr> <tr> <td>・残留性・分解性</td><td>： 情報なし</td><td>・オゾン層への有害性</td><td>： 情報なし</td></tr> <tr> <td>・生態蓄積性</td><td>： 情報なし</td><td></td><td></td></tr> </table>	・生態毒性	： 情報なし	・土壤中の移動性	： 情報なし	・残留性・分解性	： 情報なし	・オゾン層への有害性	： 情報なし	・生態蓄積性	： 情報なし						
・生態毒性	： 情報なし	・土壤中の移動性	： 情報なし														
・残留性・分解性	： 情報なし	・オゾン層への有害性	： 情報なし														
・生態蓄積性	： 情報なし																
1 3 廃棄上の 注意	<p>残余廃棄物</p> <p>廃塗料、容器の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。</p> <p>汚染容器及び包装</p> <p>中身を使い切ってから廃棄する。 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。 環境に配慮し関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p>																
1 4 輸送上の 注意	共 通 取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。																
	陸上輸送 消防法、労働安全法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている輸送方法に従うこと。																
	海上輸送 船舶安全法に定めるところに従うこと。																
	航空輸送 航空法に定めるところに従うこと。																
	国連番号 1866 国連分類 : 3 容器等級 :																
	指針番号 128 海洋汚染物質 非該当																
1 5 主な適用 法令	<table border="0"> <tr> <td>労働安全衛生法</td> <td>： 危険物 引火性のもの</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生法</td> <td>： 特化則 特定化学物質 第2類物質（特別有機溶剤等）特別管理物質</td> </tr> <tr> <td>消防法</td> <td>： 危険物第4類 第1石油類（非水溶性） 危険等級</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤中毒予防規則</td> <td>： 第2種有機溶剤等</td> </tr> <tr> <td>化学物質管理促進法 (PRTR)</td> <td>： 指定化学物質等</td> </tr> <tr> <td>船舶安全法</td> <td>： 引火性液体類</td> </tr> <tr> <td>悪臭防止法</td> <td>： 悪臭法令1条指定物質</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>： 特別管理産業廃棄物</td> </tr> </table>	労働安全衛生法	： 危険物 引火性のもの	労働安全衛生法	： 特化則 特定化学物質 第2類物質（特別有機溶剤等）特別管理物質	消防法	： 危険物第4類 第1石油類（非水溶性） 危険等級	有機溶剤中毒予防規則	： 第2種有機溶剤等	化学物質管理促進法 (PRTR)	： 指定化学物質等	船舶安全法	： 引火性液体類	悪臭防止法	： 悪臭法令1条指定物質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	： 特別管理産業廃棄物
労働安全衛生法	： 危険物 引火性のもの																
労働安全衛生法	： 特化則 特定化学物質 第2類物質（特別有機溶剤等）特別管理物質																
消防法	： 危険物第4類 第1石油類（非水溶性） 危険等級																
有機溶剤中毒予防規則	： 第2種有機溶剤等																
化学物質管理促進法 (PRTR)	： 指定化学物質等																
船舶安全法	： 引火性液体類																
悪臭防止法	： 悪臭法令1条指定物質																
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	： 特別管理産業廃棄物																
1 6 その他	<p>主な引用文献</p> <p>(社)日本塗料工業会 GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック [混合物(塗料用)]</p> <p>(社)日本塗料工業会 モデルSDS・モデルラベル事例集 [混合物(塗料用)]</p> <p>(社)日本塗料工業会 SDS用物質データベース(塗料用)</p> <p>(独)農品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質公表データ 国際化学物質安全カード(ICS)</p> <p>溶剤ポケットブック 日本科学会編「化学防災指針集成」 原料メーカーのSDS</p>																
<p>[注意] このSDSは、新しい知見が得られた時は予告無く改訂する事があります。</p> <p>本データシートの記載内容は、最善の調査に基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、また、記載のデータの評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。</p> <p>混合物に使用している化学製品には未知の有害性が有り得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。</p> <p>ご使用各位において、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。</p>																	